

1. 充電設備・V2H 充放電設備等のその他の処分

充電設備・V2H 充放電設備等の譲渡、廃却、移設以外の処分を「その他の処分」といいます。

処分の内容や理由、処分前後の充電設備・V2H 充放電設備等の性能等の比較、充電設備・V2H 充放電設備等の撤去日^(注1)等から、補助金交付目的に反した使用をセンターで確認した場合は、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

注1：充電設備・V2H 充放電設備等（周辺機器、配線等を含め）の撤去および他の理由による稼働中止日

2. 充電設備・V2H 充放電設備等のその他の処分（改造等）

交換以外の改造等、譲渡や廃棄や移設に該当しない場合、手続きは処分の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

3. 財産処分承認申請（その他の処分）

「処分を制限された取得財産等」に該当するか否かで提出書類が異なるのでご注意ください。

	処分を制限された取得財産等
充電設備等	取得価格が単価 50 万円以上の充電設備および取得価格が単価 50 万円以上の付帯設備
V2H 充放電設備等	取得価格が単価 50 万円以上の V2H 充放電設備、外部給電器及び取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の V2H 充放電設備の付帯設備

財産処分承認申請書^(注2)または取得財産等届出書^(注3)、実施状況報告書および要部写真を電子メール^(注4)もしくは郵送で提出してください。

注2：処分を制限された取得財産等の場合は「財産処分承認申請書」を提出してください。

注3：処分を制限された取得財産等に該当しない場合は「取得財産等届出書」を提出してください。

注4：電子メールご利用の場合、提出書類を PDF 化し添付してください。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	①財産処分承認申請書（様式 J22） または取得財産等届出書（様式 J21） ②実施状況報告書（財産処分） ③要部写真（財産処分）	①財産処分承認申請書（様式 V13） または取得財産等届出書（様式 V12） ②実施状況報告書（財産処分） ③要部写真（財産処分）
記載例	①財産処分承認申請書（様式 J22） その他の処分（交換） 取得財産等届出書（財産処分） その他の処分（交換） ②実施状況報告書（財産処分）処分前 ③要部写真（財産処分）処分前	①財産処分承認申請書（様式 V13） その他の処分（交換） 取得財産等届出書（財産処分） その他の処分（交換） ②実施状況報告書（財産処分）処分前 ③要部写真（財産処分）処分前

申請先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部 財産処分担当
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-27
TEL：03-6261-9956
E-mail：zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

充電設備・V2H 充放電設備等の「その他の処分」にかかる手続きについて

4. 財産処分承認通知書発行

センターは申請内容を確認後、財産処分承認通知書を発行します。申請者はその前に処分をしてはなりません。

5. 以降の手続き

手続きは処分の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分） ③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 J11）	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分） ③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 V08）
記載例	①実施状況報告書（財産処分）処分後 ②要部写真（財産処分）処分後 ③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 J11）	①実施状況報告書（財産処分）処分後 ②要部写真（財産処分）処分後 ③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 V08）

以上